

平成29年10月3日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

情報連携の本格運用開始に伴い情報連携可能な事務手続
及び省略可能な書類の一覧等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成29年7月18日から試行運用を開始し、申請者等に従来の添付書類の提出を求めつつ、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行っているところです。

今般、情報連携の本格運用の開始に伴い情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類の一覧等について、内閣官房番号制度推進室において別紙1・2及び参考資料のとおり整理され、情報提供されているのでお知らせします。貴部局におかれましては、本件について、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し、これらの資料を試行運用や本格運用の準備に活用していただけるよう周知をお願いいたします。なお、別紙1及び別紙2については、今後公表される予定です。

なお、情報連携の本格運用の開始期日については、内閣官房より現時点での想定日を別途デジタルPMOを通じてお知らせされていますが、最終的な決定期日については、10月下旬を目途に再度御連絡しますので、併せて周知するようお願いいたします。

（参考1）別紙の内容について

【別紙1】マイナンバー制度の情報連携（本格運用）に伴い省略可能な書類の例（案）
（平成29年9月時点）

情報連携に伴い、省略可能な書類（例 住民票の写し、課税証明書等）について代表例を示したもの

【別紙2】本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（平成29年9月時点）

情報連携の本格運用開始時点（本年秋頃）において、情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類の一覧（940手続）

※いわゆる「公用請求」などにより、従来から添付書類を求めている事務手続についても掲載している。

※「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」の要否については、各地方公共
団体・行政機関において取扱いが異なる場合がある。

【参考資料】 情報連携対象とする事務手続一覧（平成29年9月時点）

情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類の一覧（全体版）（1872手続）

※データ標準レイアウトの改版に伴い、平成30年7月に追加又は削除される事務について
は未反映。

事 務 連 絡
平成29年9月28日

各府省番号制度主管課 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

情報連携の本格運用開始に伴い情報連携可能な事務手続
及び省略可能な書類の一覧等について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成29年7月18日から試行運用を開始し、申請者等に従来の添付書類の提出を求めつつ、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行っているところです。

今般、情報連携の本格運用の開始に伴い情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類の一覧等について、別添のとおり各都道府県番号制度主管部局に対して連絡しましたのでお知らせします。

貴課におかれては、関係制度所管部局を通じてそれぞれの所管制度の実務を行う地方公共団体（市区町村教育委員会、一部事務組合及び広域連合を含む。）制度所管部局に対して、別紙事務連絡案を参考に、周知と活用を促すようお願いいたします。

（以上）